

研究ノート

在住外国人の多様化と地域国際化協会の役割

—(公財)福島県国際交流協会を例として—

(公財)福島県国際交流協会 主任主査

福島大学経済経営学類経済学研究科 幕 田 順 子

The diversification for foreign residents and the role
of Local International Associations

—A case study of Fukushima International Association—

MAKUTA Junko

はじめに

2018年6月、日本政府は「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)で、はじめて外国人労働者として、2025年までに約50万人受け入れる計画を発表した。さらに2018年11月には、介護、建設など14業種の外国人労働者を、2019年度には最大で4.8万人、2023年度までに34.5万人と段階的に受け入れることが示された。

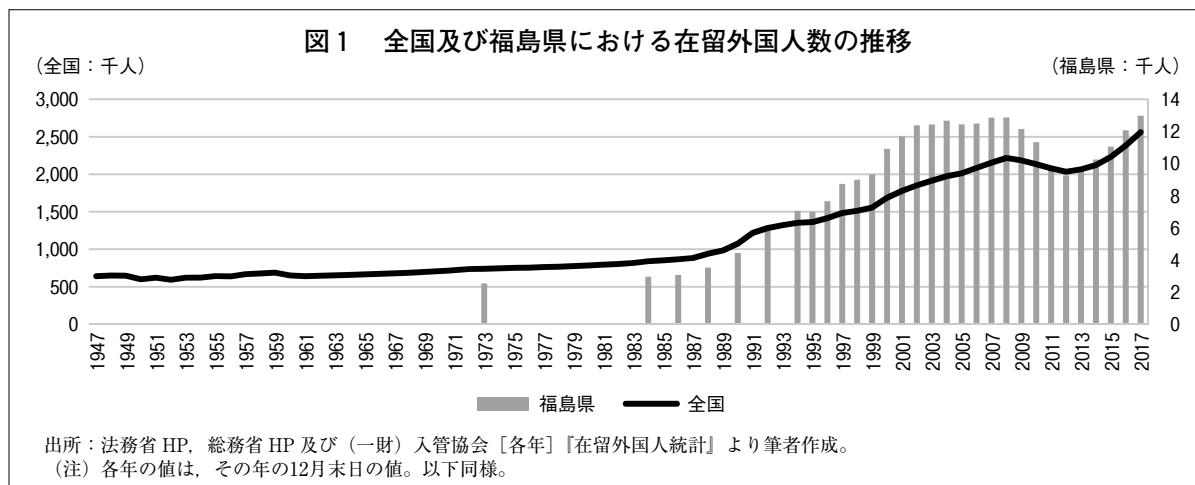
2017年、日本における在留外国人¹数は約256万人と過去最多となり、福島県においても、同様に過去最多の12,977人となった。この数は、30年前の1988年と比較すると、全国においては2.7倍に、福島県においては、それを上回る3.7倍となっている。在留外国人数の推移は、両者とも1980年代後半から急に伸びはじめ、2000年に入りその伸びは鈍化しながらも2008年にピークを迎えた。その後減少に転じ2012年まで落ち込み、再び増加に転じている(図1参照)。

この間の日本社会の動向をみてみよう。1980年代後半のバブル景気とその後の平成不況、1990年代後半から始まった日本の生産年齢人口の減少とそれに伴う労働力不足、2008年のリーマン・ショックによる世界経

済危機、そして2011年の東日本大震災・福島第一原発事故による経済への打撃とその後の復興景気という動きがある。

このように在留外国人数の推移は、日本社会の変化と深く関係していることがわかる。また、後述するように、在留外国人の数だけではなく、その国籍・地域及び在留資格も変化している。日本の少子高齢化及びそれに伴う生産年齢人口の減少がますます進む中、日本社会、福島県における在留外国人の存在は、今後ますます大きくなることが予想されている。

ここで、本稿における在留外国人と在住外国人について定義する。在留外国人は、「特別永住者を含む出入国管理及び難民認定法(以下、入管法という。)に基づく外国籍を保有する在住者」とし、在住外国人は、「外国籍の保有の有無に関係なく、帰化者や保護者の一方が外国籍であるその子どもなども含む外国の文化的背景を持つ在住者」とする。在留外国人の数や国籍別・地域別、在留資格別の統計はあるが、在住外国人に対するそれらの統計はない。そのため本稿では、統計上の動向を見る場合は「在留外国人」を使用し、それ以外は「在住外国人」を使用する。なお、本稿における地域国際化協会²の事業対象者である外国人は、在住外国人である。



さて、現在これらの在住外国人の地域での受け皿的役割を担っている組織のひとつに、各自治体が設立した国際交流協会³と呼ばれる組織がある。この国際交流協会は、主に1980年代後半から1990年代前半にかけて全国の各自治体が、地域の国際交流の中核機関として設立した民間国際交流団体である。福島県においても、1988年11月1日に財団法人福島県国際交流協会(現公益財団法人福島県国際交流協会)⁴(以下、県協会という。)が設立され、1990年1月23日に地域国際化協会に認定されている。

在住外国人に関する政策については、多くの研究がなされている。例えば、山脇啓造[2009]は、在住外国人の定住化の進行を指摘し多文化共生社会基本法(仮称)の制定を提言した。北脇保之[2013]は、自治体の国際化施策は国の統一的指針の影響が大きいことを指摘した。さらに、毛受敏浩[2016]は、国際姉妹都市交流から始まった自治体の国際交流の変遷を整理したうえで、今後の人口減少のなかで自治体の積極的な移民受入の必要性を提案している。山口壘[2018]は、川口市を例に行政の技能実習生支援の産業政策としての妥当性を考察している。また、榎井縁[2011]は、榎井氏自身がとよなか国際交流協会に勤務していたことを活かして、豊中市の財政再建を機としたとよなか国際交流協会の事業の変化を分析している。

一方、福島県に関しては、坂本恵[2010]がベトナム人研修・実習生の現状と地域社会の受入施策について提案している。また、中川祐治・永島恭子[2014]は、結婚移民女性を例に日本語支援のあり方について考察している。東日本大震災・福島第一原発事故当時の在住外国人の状況については、(公財)福島県国際交流協会[2013]『外国出身住民にとっての東日本大震災・原発事故 FIA活動の記録』の中で報告されている。

さらに、筆者である幕田順子[2016]は、当時の外国出身者コミュニティの形成と多文化共生の担い手としての様々な役割について考察している。これらの研究には、ある程度長期的な時間経過の中で、在住外国人の多様化とその地域での受け皿的組織である地域国際化協会が果たしてきた役割について、具体的な事業の変遷をもとに明らかにしたものはみられない。

そこで、本稿では、県レベルの地域国際化協会が長期にわたり、在住外国人の地域での受け皿として果たしてきた役割について考察する。その方法として、30年間の在留外国人の統計や(公財)福島県国際交流協会の事業報告書などの一次資料により、在住外国人の動向と関連づけながら県協会事業の変遷を整理する。それに加え、筆者が県協会の設立時期と同時期から在籍している経験を活かし、参与観察法により県協会が果たしてきた役割について考察する。

まずIでは、福島県における在留外国人の動向を整理する。IIでは、県協会の事業の変遷と特徴を整理し、30年間を4つに時期区分する。IIIでは、その時期区分毎に在住外国人の動向と関連させながら県協会の事業の特徴を明らかにする。特に第3期は、東日本大震災・福島第一原発事故の前後で2つに分けその変化を考察する。IVでは、在住外国人の多様化と県協会が果たしてきた役割の変遷について考察し、県協会がとってきた戦略と県協会を取り巻くアクターの変化を明らかにしたうえで、残された課題を指摘する。

I 福島県における在留外国人の動向

本節では、県協会が設立した1988年から2017年までの福島県の在留外国人の数、国籍別・地域別及び在留資格別の動向を整理する。

1 在留外国人の数の変化

福島県の在留外国人数をその増加率⁵でみてみると、1998年と1999年に一時的な増加率の低下がみられたものの翌年の2000年には17.2%とピークに達し、その後再び減少傾向に転じた。2008年を境に一貫してマイナスの増加率となり、2011年には-15.1%まで落ち込んだが、翌年の2012年からは右肩上がりに転じた。

これらの変化を全国と比較すると、同様な傾向がみられるものの福島県の変化の程度は大きい。特に2011年の全国の増加率は-2.6%であるのに対し、前述のように福島県は-15.1%と、この年の福島県の在留外国人数の減少は東日本大震災・福島第一原発事故が大きく影響したことは明らかである（図2参照）。

2 在留外国人の国籍別・地域別⁶の変化

在留外国人の推移を主な国籍別・地域別でみると、

県協会が設立された1988年には、韓国・朝鮮が全体の6割以上を占めていた。その後、在留外国人数の増加につれて徐々に韓国・朝鮮の占める割合は減少し、置き換わるように中国・台湾、フィリピン、ブラジルの占める割合が増加した。2014年以降は、ベトナムがその割合を大きく伸ばし、ネパールもその割合はまだ小さいが徐々に伸ばしている（図3参照）。なお、国籍・地域の数⁷は、1988年の40から2017年の86と2倍に増えた。

3 在留外国人の在留資格別⁸の変化

在留資格別の推移は、度重なる入管法の改正により単純には比較ができないが、徐々に「特別永住者」、「日本人との配偶者等」及び「定住者」の占める割合が減少し、逆に「技能実習」や「永住者」の占める割合が増加している。また、「興行」は2004年ごろまである程度の割合を占めていたが、その後急減し、また「特定活動」は2007年前後の数年だけある

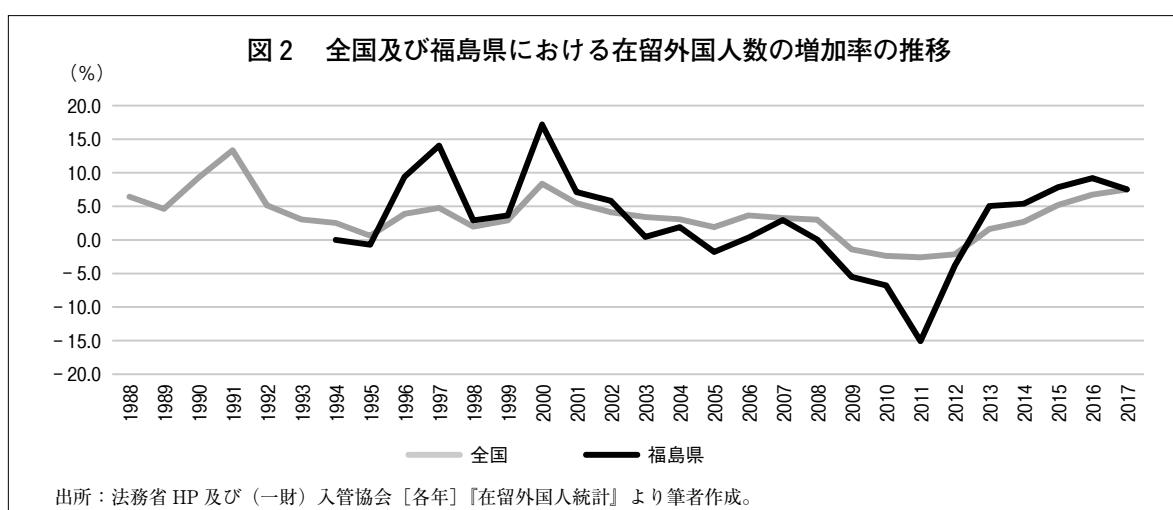
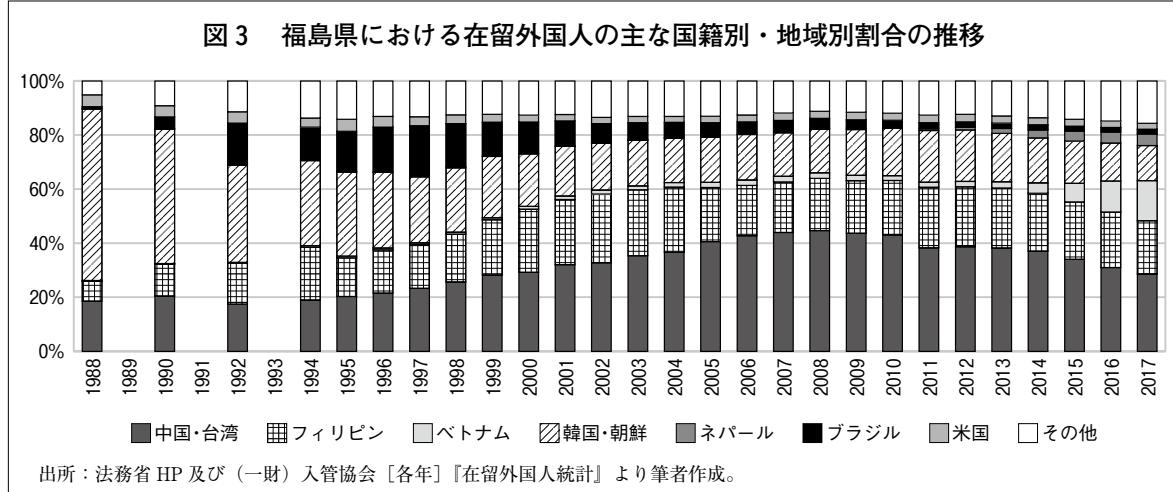


図2 全国及び福島県における在留外国人数の増加率の推移



程度の割合を占めるなど、一時的現象も見受けられる（図4参照）。

Ⅱ（公財）福島県国際交流協会の事業の変遷と特徴

本節では、県協会が設立された1988年度から2018年度までの県協会の事業の変遷と特徴を整理した上で、30年間を4つに時期区分する。

1（公財）福島県国際交流協会の事業の変遷

福島県においては、1984年度に策定された「新福島県長期総合計画」（計画期間：1985年度～1995年度）の中で、「高齢化、高度情報化などと並び国際化への対応が目標達成のため適切に対応すべき主要な課題の一つとして位置づけられ」⁹た。1986年度には、「福島県国際交流推進会議」が設置され、国際交流の中枢的機関の設置が検討された。そして、1988年11月1月、福島県の主導のもと、官民一体で福島県の国際化を推進するための中枢的機関として、財団法人福島県国際交流協会が設立された¹⁰。このようにして設立された県協会の事業の変遷を、次の6つの観点から整理する。

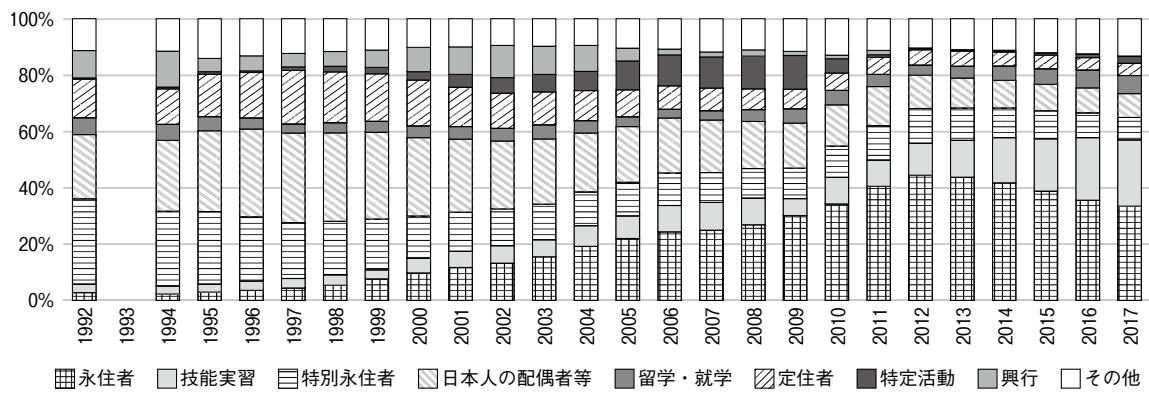
まず第1に、県協会の目的をみてみよう。設立時は「県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域の活性化及びより豊かな県民生活の実現に資すること」¹¹としている。その後、2011年10月4日の財団法人から公益財団法人に移行する際にあわせて、その目的を「県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することによ

り、世界の人々との友好親善と相互理解を深めるとともに、多文化を持つ県民がともに生きる活力ある地域及びより豊かな県民生活の実現に寄与すること」¹²と変更している。このように、「多文化を持つ県民がともに生きる」という言葉が入り、在住外国人に関する事業を行うことが明文化された。

第2に、県協会の運営の方向性を示す運営基本計画¹³をみると、1988年度から1993年度の事業体系は、4つの機能「データ・バンク機能」「啓発機能」「育成・指導機能」そして「国際交流の企画・実施機能」で示されている。その内容は、福島県における国際交流の中枢的機関として情報収集や啓発・育成・指導を通じて福島県の国際交流を牽引していくという機能を反映したものとなっている。第3期運営基本計画（2006年度～2010年度）以降の事業体系は、機能別ではなく、「多文化が共生する社会づくりの推進」「未来に持続可能な社会づくりの推進」など県協会が目指すべき地域社会の姿を示すものに変化している。また、当初「国際交流」という言葉が運営基本計画の随所にみられたが、徐々に「地球市民」「多文化共生」「外国出身県民」なども入ってきてている。さらに東日本大震災・福島第一原発事故後の第4期には「世界に向けて福島を発信」が、第5期には「海外での風評の払しょくに向けて、福島の現状を正確に伝える」が事業体系に加わった（表1参照）。

第3に、この運営基本計画に基づいて実施された県協会の事業を内容別に整理すると、1992年度までは海外との友好親善のための国際交流事業が主流であるが、1993年度以降は、在住外国人に対する支援や国際協力に関わる事業が加わっている。また、対象とする在住外国人は、当初は主に海外からのゲス

図4 福島県における在留外国人の主な在留資格別割合の推移



出所：法務省HP及び（一財）入管協会〔各年〕『在留外国人統計』より筆者作成。

表1 (公財) 福島県国際交流協会の運営基本計画

期間(年度)	(1988~1993)	第1期(1994~2000)	第2期(2001~2005)	第3期(2006~2010)	第4期(2011~2015)	第5期(2016~2020)
基本理念			地球市民のふくしま、多文化共生のふくしまの創造	多文化が共生する未来に持続可能な社会づくり	心と心でつながる、世界に開かれたふくしま	
事業体系	1 データ・バンク機能 ①情報収集事業 ②情報提供事業 ③調査研究事業	1 地域国際化情報ネットワーク機能 ①国際交流情報ネットワーク事業 ②情報収集・提供事業 ③調査研究事業	1 先導的事業・連携事業の実施 ①地球市民推進事業 ②情報化事業	1 地域の国際化の推進 ①市町村国際交流協会の機能拡充事業 ②県民・NGOの活動推進事業 ③情報提供・調査研究の充実 ④協働事業実施の拡充事業	1 世界に開かれた県民意識の向上の推進 ①多様な交流や国際理解の推進 ②グローバル社会で活躍する次世代の人材育成 2 外国出身県民とともに創る活力ある地域づくりの推進 ①安全・安心な地域づくりの推進 ②活力ある地域づくりに参加できる環境整備の推進 3 多様な関係団体と連携した国際交流活動の推進 ①人材育成やネットワーク化の推進 ②相談・情報提供 ③調査研究・提言 ④協働事業の実施	1 多文化共生による地域づくりの推進 ①異文化理解及び国際交流の機会を提供する事業 ②多言語による対応を推進する事業 ③日本語によるコミュニケーションを支援する事業 ④多文化共生による地域づくりを担う人材を育成・活用する事業 ⑤外国出身の子どもの学校生活への早期適応を支援する事業 ⑥外国出身県民の災害対応を支援する事業 ⑦外国出身コミュニティの活動を支援する事業 2 多様な主体が行う国際交流・国際協力活動の推進 ①多様な主体が行う国際交流・国際協力活動を支援する事業 ②多様な主体との多角的なネットワークを構築する事業 ③多様な主体と協働して行う事業 3 グローバル社会で活躍する人材の育成 ①次世代を担う人材を育成する事業 ②県内のグローバル化を先導する人材を育成する事業 4 海外での風評の払しょくに向けて、福島の現状を正確に伝える ①海外での風評の払しょくに向けて、本県の現状を多言語で発信する事業 ②海外からの視察に対応する事業
2 啓発機能	2 地域国際化支援機能 ①広報事業 ②講演会等開催事業 ③語学講座開催事業	①多文化共生推進事業 ②情報提供事業 ③相談事業 ④県民・NGOの活動推進事業	2 多文化が共生する社会づくりの推進 ①日本語教室の活動推進事業 ②ふくしま多文化共生サポーターの活動推進事業	①日本語教室の活動推進事業 ②ふくしま多文化共生サポーターの活動推進事業 ③外国出身県民の社会参画の促進事業 ④多文化共生教育の推進事業		
3 育成・指導機能	3 広域的国際交流事業の実施機能 ①国際交流事業 ②地域国際化人材育成事業 ③助成支援事業	①国際交流事業 ②地域国際化人材育成事業 ③受託事業	3 ネットワーク調整 ①うつくしま未来博国際交流ゾーン運営事業 ②ネットワーク事業	3 未来に持続可能な社会づくりの推進 ①持続可能な開発のため教育の普及事業 ②国際理解教育の推進事業	4 世界に向けて福島を発信	
4 国際交流の企画・実施機能	①交流事業 ②移住援護事業		4 調査研究・提言 ①調査研究・提言事業			

出所：(公財) 福島県国際交流協会〔各回〕「運営基本計画」より筆者作成。

トや留学生であったが、徐々に国際結婚者や、それに伴って来日する子どもなど定住を前提とする在住外国人、そして外国出身者コミュニティへと変化している（表2参照）。

県協会は、設立当初から、国際交流・協力に関する活動を行う市町村や地域のボランティア団体に対し、その設立や人材育成、ネットワーク構築、助成金の交付などの支援を行っている。そこで第4に、その団体の一つである市町村の国際交流協会の数の変化を在留外国人数の推移とともにみてみる（図5参照）。県内で初めてとなる国際交流協会の設立は、1984年1月の富岡町国際親善交流協会¹⁴である。その数は在留外国人数の増加とともに増え、2002年にピークの38件となったが、2006年から減少はじめ

め2017年には29件となった。この減少の主な理由は、1999年に始まった平成の市町村合併に併せて市町村の国際交流協会が廃統合されたことによる。

市町村の国際交流協会の多くは姉妹都市提携事業の受け皿として設立されている。その姉妹都市提携の先駆けは、1982年4月のいわき市と中国遼寧省撫順市であり、その数は徐々に増加し、2017年には34件となった。なお、その数が市町村の国際交流協会のように減少していない理由は、市町村が廃統合されても、新たな市町村の国際交流協会で提携が継続されていることによる。

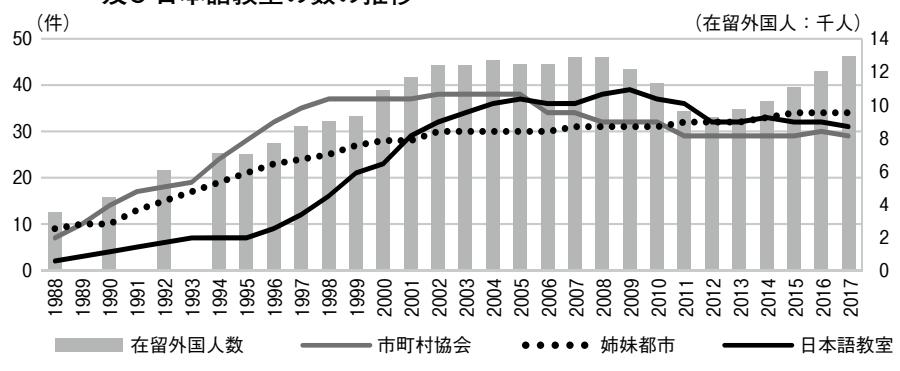
第5に、非営利で在住外国人に日本語を教える日本語教室の数の推移をみる。県内で初めて日本語教室が始まったのは、1987年5月の福島国際交流の会¹⁵

表2 (公財) 福島県国際交流協会における事業の変遷

年 度	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18						
在住外国人との交流会	●	●	●	●	●	●	●																														
外国の文化理解講座	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																									
語学講座		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●															
海外からのゲストとの交流事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														
国際交流フェスティバル			●	●	●																																
留学生支援						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
日本語教室の支援						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
多言語による生活相談							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
多言語による情報発信								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
国際協力事業への助成								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
地球市民講座										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
多文化共生の啓発											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
在住外国人の子どもの支援												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
在住外国人の防災													●																								
やさしい日本語の啓発																																					
外国出身コミュニティの支援																																					

出所：(公財) 福島県国際交流協会「各年」「事業報告書」より筆者作成。

図5 福島県における在留外国人数と市町村国際交流協会、姉妹都市提携及び日本語教室の数の推移



出所：各種資料より筆者作成。

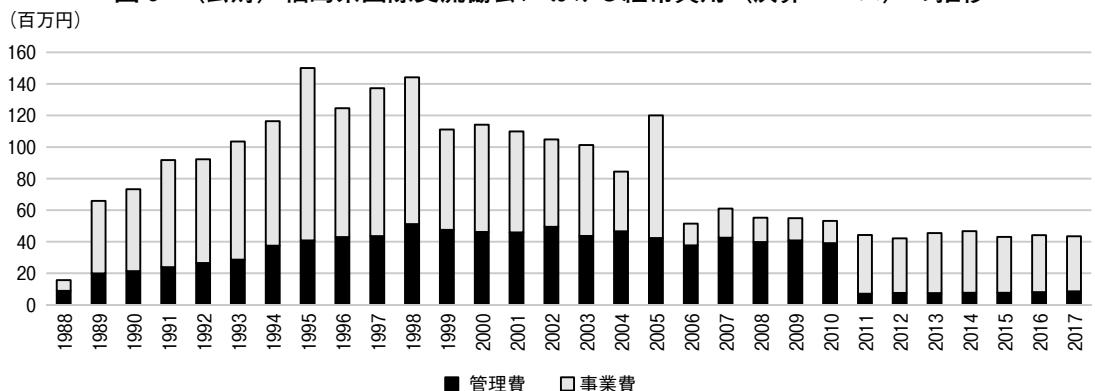
の活動である。その後、日本語教室の数は、在留外国人数の推移を数年遅れて後を追いように推移している。これは、日本語教室の主体が、行政だけでなくボランティアもあり、在住外国人のニーズを肌で感じその実感から日本語教室の活動を開始するためである。2009年にピークの39件となり、その後徐々に減少し2017年には31件となった。在留外国人数が増加に転じているのに対し、日本語教室の数はまだ回復していない。その要因の一つは活動の担い手の高齢化と考えられる。

最後に県協会の経常費用（決算ベース）の推移を整理する（図6参照）。県協会の財源は、基本財産運用益と福島県からの補助金・委託金、民間団体からの助成金・委託金、賛助会費、寄付金などである。経常費用（決算ベース）の推移を見てみると、1995年度にピークの約1億5,000万円に達している。そ

の後徐々に減少傾向となり、2006年度以降は停滞し、2017年度の経常費用は約4,300万円とピーク時から約1億円減少している。なお1995年度はふくしま国体に合わせた県受託事業「海外県人会受入事業」、2005年度は同じく県受託事業「うつくしま-韓国文化交流事業」¹⁶の実施があり、一時的に増加した。

管理費と事業費の割合の推移については、2011年10月4日の公益財団法人移行に伴い会計基準が変更¹⁷になり、従来の事業費に相当額の人事費等の管理的費用が含まれるようになったため、単純には比較ができない。しかし、2010年度と2011年度で県協会のスタッフ数に変化がないことから従来の管理費に大幅な変動があったとは考えにくい。このことから、事業費は、1998年度を境に徐々に減少し、2006年度以降は停滞していると言える。

図6（公財）福島県国際交流協会における経常費用（決算ベース）の推移



出所：（公財）福島県国際交流協会〔各年〕『収支決算書』より筆者作成。（注）各年は年度を示す。

2（公財）福島県国際交流の事業の変遷における4つの時期区分

これまで自治体の国際化施策の変遷については、いくつかの時期区分がなされている。例えば、北脇保之[2013]は、自治体国際化施策を1980年代後半の「国際交流」、1990年代の「国際協力」、2000年以降の「多文化共生」に区分した。榎井緑[2011]は、戦後の「姉妹都市提携」、80年代の「国際化に対応した地域づくり」、そして90年以降の「内なる国際化」「多文化共生」に区分した。県協会は、5年毎に策定している運営基本計画に基づき区分している。

本稿では、東日本大震災・福島第一原発事故の影響も含め、福島県の在住外国人の実態により即した区分とするため、福島県における在住外国人の増加率をもとに、表3のように30年間を次の4つの時

表3（公財）福島県国際交流協会事業における4つの時期区分

期	期間(年)	福島県における在住外国人数			
		開始年(人)	最終年(人)	年平均増加率(%)	推移の傾向
1	1988～2000	3,524	10,919	10.8	増加傾向
2	2001～2008	11,697	12,863	1.4	停滞傾向
3	2009～2012	12,153	9,259	-12.7	減少傾向
4	2013～2017	9,726	12,977	7.5	回復傾向

出所：法務省HP及び（一財）入管協会〔各年〕『在住外国人統計』より筆者作成。（注）年平均増加率はCAGRで計算した。

期¹⁸に区分し考察する。

なお、これまでの県協会の事業の変遷を，在留外国人数の増加率の傾向、当時の国際化に関わる国内

及び福島県の主な出来事や施策などとともにまとめると表4のようになる。

表4 国内及び福島県内における国際化に関わる主な動き

年度	傾向	国内の出来事(年)	国の施策	福島県の施策及び出来事	(公財)福島県国際交流協会の主な事業
1988	増加期	バブル景気	財自治体国際化協会（クレア）設立	県民生活課内に「国際交流室」設置	財福島県国際交流協会設立（11月） 設立記念シンポジウム（講師：矢野暢氏） 在住外国人との交流会
1989			自治省「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を通知		外国文化理解講座及び外国语講座 国際交流ボランティア研修会 県費留学生・県費研修生受入事業
1990		外国人登録者数100万人突破	入管法改正により「定住者」、「特定活動」の創設		ふくしま国際交流月間の設置 ふくしま国際交流館 ジュニアウインターフェスティバル
1991		平成不況	文部省「日本語が必要な外国人児童生徒」調査開始 入管特例法により「特別永住者」の創設 国際研修協力機構設立	総務部「国際課」に昇格	国際交流事業への助成 ふくしま国際音楽フェスティバル 在住外国人意識調査
1992			政府開発援助（ODA）大綱成立 全国市町村国際交流文化研修所設立		『福島県国際交流団体ダイレクトリー』発行 ジュニアサマーフェスティバル
1993			技能実習制度 労働省「外国人雇用状況」調査開始	県立会津大学の開学 福島空港の開港 カナダBC州との「人材育成交流計画に関する同意書」調印	留学生奨学金「ふくしま友好外交官」 『ふくしま国際交流企画ハンドブック』発行 日本語教授法入門講座
1994				JICA二本松訓練所の開所 中国湖北省との「人材と技術の交流に関する同意書」調印 「ふくしま国際化推進プラン」策定	県民の意識調査 外国人のための生活相談会 カナダBC州教員受入事業
1995		阪神淡路大震災	自治省「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」を通知 クレア内に自治体国際協力センター設置	ふくしま国体	国際協力事業への助成 国際交流員の配置 海外県人会受入事業
1996		生産年齢人口減少スタート		ニュージーランドとの交流事業スタート 「うつくしま、ふくしま。国際協力推進大綱」策定	「うつくしま地球支援募金」創設 『うつくしま国際協力ハンドブック』発行
1997		アジア通貨危機			留学生支援バザー ニュージーランドフェア
1998					設立10周年記念講演会（講師：平野次郎氏） Global Education Camp ニュージーランド教員受入事業
1999		平成の市町村合併		福島空港ソウル及び上海国際定期便就航	中国語相談窓口開設 『マオリ語教本』発行
2000					在住外国人支援者研修会 アースディ in Fukushima 『外国语対応医療機関名簿』発行
2001	停滞期			うつくしま未来博	『総合的な学習の時間（国際理解）に役立つ学習プラン』発行 うつくしま未来博国際交流ゾーン運営 福島県国際理解教育ネットワーク（フィーネット）設立 JICA国際協力推進員デスクの配置 土曜日開所
2002			文科省「総合的な学習の時間」の導入		ふくしま地球市民フェスティバル 多文化共生出前講座 中国語の福島生活ハンドブック『福島生活指南』発行 中国出身相談員の配置

在住外国人の多様化と地域国際化協会の役割

(9083)

年度	傾向	国内の出来事(年)	国の施策	福島県の施策及び出来事	(公財) 福島県国際交流協会の主な事業
2003	停滞期				公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の実態調査 ふくしま地球市民リーダーズセミナー（現ふくしまグローバルセミナー） 多文化共生地域づくりリーダー育成事業
2004				福島県上海事務所の開所 生活環境部「国際交流グループ」に組替	ふくしま子ども多文化共生サポート事業 NGOのためのパワーポイント講座
2005		外国人登録者数 200万人突破			うつくしま-韓国文化交流事業 外国人の人権に関わる研修会 ふくしま多文化共生センター養成講座
2006			総務省「地域における多文化共生推進プラン」の策定を通知		外国の子どもの居場所づくり事業 韓国、ポルトガル、タガログ語通訳員の配置
2007				福島県人ブラジル移住100周年	『学習プログラム案作成報告書』発行 岩手・宮城・福島三県合同国際交流協会会議 多言語版『大きな地震に備えるために』発行 多言語ラジオ放送
2008		リーマン・ショック	EPAによるインドネシア人看護師・介護福祉士候補生受入 文科省「留学生30万人計画」	生活環境部「国際課」に名称変更	設立20周年記念講演会（講師：関口知宏氏） 外国籍県民アンケート
2009	減少期	総人口減少スタート	入管法改正により「就学」が「留学」と一本化及び「技能実習」の創設 内閣府内に定住外国人施策推進室を設置		中国語版生活情報紙発行 ふくしま多文化共生サポーターエンパワーメント事業 福島県総合防災訓練参加 多言語情報提供担当職員の配置
2010					多文化共生韓国スタディツアーフェスティバル ふくしまユースグローバルカレッジ ふくしまグローバルフォーラム
2011		東日本大震災・ 福島第一原発事故	小学校で「外国語活動」スタート		外国语による地震情報センター開設 震災復興版情報紙『がんばろう、福島』発行（英、中、日） 次世代の海外研修助成 通訳付き放射線に関わる健康管理セミナー 母語を活用した日本語指導法講座
2012		東京オリンピック・ パラリンピック開催 決定 アベノミクス	外国人登録制度廃止及び外国籍住民の住民 基本台帳適用 高度人材ポイント制度		外国出身県民キーパーソン研修会 震災に関わる外国出身県民実態調査
2013	回復期			「ふくしま国際施策推進プラン」策定	『FIA活動の記録』発行 外国出身住民にとっての東日本大震災・原発 事故を考える福島フォーラム 外国の子ども支援者会議及び研修会 外国の子どもサポート担当職員の配置
2014					外国人のためSOSカード発行 多言語版大規模地震発生時緊急放送CD制作 外国出身者コミュニティとの協働事業
2015					外国の子どもサポートセンター設置
2016		訪日外国人観光客 2,000万人突破	技能実習法の成立		やさしい日本語普及事業 ふくしま地域連携型日本語学習総合推進事業
2017			外国人技能実習制度 外国人技能実習機構の設立	東京オリンピック・パラリンピックの野球・ソフトボール会場決定	災害時外国出身県民支援ボランティア研修会
2018			外国人労働者受入の発表		設立30周年記念講演会（講師：安田菜津紀氏） 外国出身県民によるフォトコンテスト

出所：各種資料より筆者作成。

III 各期における（公財）福島県国際交流協会事業の特徴

本節では、各期における在留外国人の動向とともに県協会の事業の特徴を明らかにする。

1 第1期 在留外国人数の増加期(1988年～2000年)

1-1 在留外国人の動向

1988年から2000年の12年間における在留外国人数は、3,524人から10,919人と約3倍に増加し、この期間の年平均増加率は10.8%となっている。この間の増加数約7,400人の内訳を国籍別・地域別、在留資格別¹⁹でみてみよう。国籍別・地域別での主な増加の要因は中国・台湾の約2,500人、フィリピンの約2,300人、ブラジルの約1,200人の増加である。在留資格別では、「日本人の配偶者等」

が約2,600人の増加と全体の約4割近くを占め、うち約900人が中国・台湾である。なお、1990年の入管法改正により創設された「定住者」は約1,800人である。また「研修」と1990年に創設された「特定活動」を合わせると約800人増加している（表5参照）。

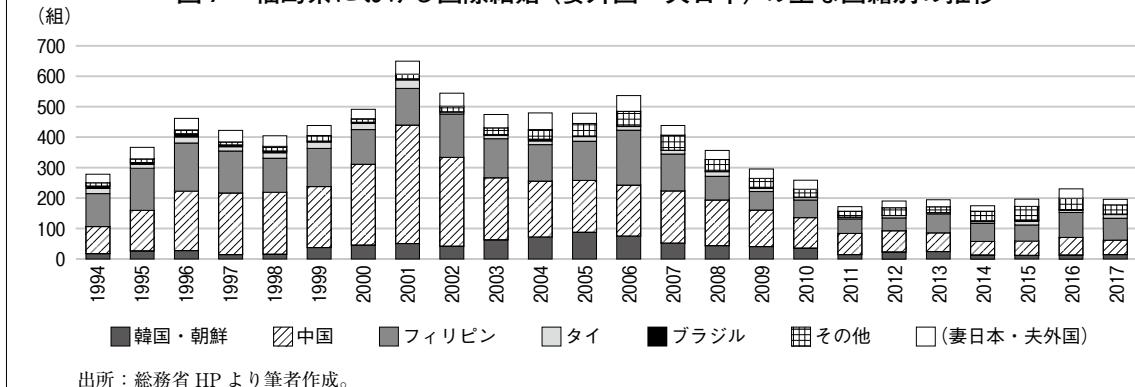
この時期に増加した「日本人の配偶者等」について、在留資格と婚姻届は必ずしも一致しないことやフローとストックの違いがあるため単純には比較できないものの、参考として「人口動態統計婚姻件数」²⁰をみてみると、国際結婚数は年々増え続け2001年にピークの650組に達している（図7参照）。その内訳は中国、フィリピンを妻とする国際結婚が大きな割合を占めていることから、この時期ある程度フィリピンの「日本人の配偶者等」がいたと推測できる。

表5 福島県における主な在留外国人の国籍別・地域別及び主な在留資格別の増減（1988年と2000年）

国籍別・地域別	総 数			韓国・朝鮮			中国・台湾			フィリピン			ブラジル			ベトナム		
	年	1988	2000	増減	1988	2000	増減	1988	2000	増減	1988	2000	増減	1988	2000	増減		
総数	3,524	10,919	7,395	2,237	2,123	△114	655	3,192	2,537	259	2,572	2,313	26	1,274	1,248	9	113	104
協定永住	542	0	△542	542	0	△542	0	0	0					0				
(特別永住者)	0	1,639	1,639	0	1,634	1,634	0	5	5					0				
永住	1,480	0	△1,480	1,458	0	△1,458	9	0	△9					0				
(永住者)	0	1,071	1,071	0	151	151	0	403	403					79				
特定の在留資格者	522	0	△522	60	0	△60	339	0	△339					0				
日本人の配偶者等	391	3,046	2,655	70	186	116	161	1,033	872					578				
興行	182	944	762	0	9	9	11	3	△8					4				
留学・就学	127	457	330	5	33	28	90	358	268					3				
研修	41	565	524	4	1	△3	15	423	408					0				
(特定活動)	0	324	324	0	3	3	0	213	213					0				
(定住者)	0	1,782	1,782	0	26	26	0	491	491					587				
その他	239	1,091	852	98	80	△18	30	263	233					23				

出所：（一財）入管協会【各年】『在留外国人統計』より筆者作成。（注）△はマイナスの値。以下同様。

図7 福島県における国際結婚（妻外国・夫日本）の主な国籍別の推移



出所：総務省HPより筆者作成。

1-2 県協会事業の特徴

県協会が設立された当時、日本社会はバブル景気で活気づいていた。この時期の前半において、県協会は年間約1億円の潤沢な予算を背景に、県からの受託事業として県費留学生、県費海外技術研修員の受入事業や、カナダ、ニュージーランド²¹からの教員受入事業などを通じて外国人との交流事業を盛んに行っていた。また、外国文化を紹介する本やVTR等の収集、県内国際交流団体名簿の作成、国際交流ボランティアの登録や養成講座、語学講座、異文化理解講座の開催など情報収集と人材の育成を図っている。さらに、1990年度から9年間毎年10月を「ふくしま国際交流月間」として、在住外国人との交流事業を自ら主催するとともに県民に対して国際交流を啓発している。当時国際交流事業の場面で盛んに行われていたFood, Fashion, Festivalの3つの頭文字をとった「3F」の国際交流全盛期である。国際交流をすること 자체が事業の目的ともとれる時期である。

一方で、1993年度には、いわき市で初めて「日本語教授法入門講座」を開催し、県内各地における日本語教室開設の支援をスタートさせた。また、1994年度には、郡山市で初めて一日限りの「外国人のための生活相談会」を実施し19件の相談に応じた。1999年度には福島県の中国出身の国際交流員²²が週一回午後のみ県協会に出向し、県内で初めて中国語による相談窓口を行うなど徐々に在住外国人に対する相談窓口の整備²³を図り始めた。また、1993年度には留学生支援として返還不要の

奨学金制度「ふくしま友好外交官事業」²⁴も開始した。

1995年には、自治省（現 総務省）が「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」を全国の自治体に通知した。県協会も国際協力事業に取り組み始め、1996年度には、県民の国際協力活動への支援を目的とした「うつくしま地球支援募金」²⁵を創設し、この財源を活用して民間非営利団体が行う海外への物資支援の輸送費への助成を開始した。また、『うつくしま国際協力ハンドブック』を作成するなど県内の国際協力活動を盛んに支援した。国際理解の講座も外国文化を学ぶ講座から、世界の現状や課題について学ぶ講座に変化し、1998年度には初めて高校生を対象にした1泊2日の「Global Education Camp」をJICA二本松訓練所にて開催している。

全国の地域国際化協会においても、同様に外国人との交流会や外国语講座が盛んに行われていた。そして1990年代後半から、「国際交流から国際協力へ」という言葉がまるでスローガンのように全国の地域国際化協会で使われ始め、国際協力に関する事業が新たに加わった。県協会においても、まさしく同様の流れで事業が展開されていた。榎井緑〔2011〕が言うように、この時期の県協会は、「国際何でも屋」²⁶であった。国際交流を長く実践しているボランティアからは、「いつまで外国人を客寄せパンダのように扱うの？」と皮肉めいた言葉を寄せられたこともあった。

写真1 (財)福島県国際交流協会設立記念シンポジウム



出所：(財)福島県国際交流協会〔1989〕『機関誌ジャイロ』、No.1、表紙より引用。

写真2 第1回ふくしま国際交流月間（「ふくしま国際交流館」テープカットの様子）



出所：(財)福島県国際交流協会〔1991〕『機関誌ジャイロ』、No.5、4ページより引用。

2 第2期 在留外国人数の停滞期(2001年~2008年)

2-1 在留外国人の動向

この期間の年平均増加率は1.4%となっている。表6²⁷のとおり8年間で、在留外国人数は10,919人から12,863人と約2,000人微増している。その内訳を国籍・地域別でみてみると、中国・台湾が約2,600人の増加に対して、ブラジルが800人の減少となっている。国籍・地域別及び在留資格別にみてみると、中国・台湾の「研修」が約600人、「永住者」及び「特定活動」がともに約1,100人増加している。これは、「研修」で来日し、1年後に雇用関係が成立する「特定活動」に切り替えて、さらに2年間働くようになった在留外国人数が増加したことによる。ブラジルは、「定住者」及び「日本人との配偶者等」がともに約400人の減少となっている。「定住者」については、バブル景気がはじけたことによる景気の減退により、労働力としての需要が低下したことに伴い減少したと推測できる。また、前述の図7から、この時期国際結婚数に大きな減少がみられないことから、中国・台湾、韓国・朝鮮、ブラジルの「日本人の配偶者等」が、徐々に「永住者」に変更、もしくは帰化したと考えられる。

2-2 県協会事業の特徴

2002年度に入り、当時のカナダ出身の国際交流員が、はじめて「多文化共生出前講座」を県内各地の学校や公民館等で実施した²⁸。このころから県協会は、在住外国人との共生に向けた啓発及びそれを担う人材育成を行っている。2005年度にはこれまでの「国際交流ボランティア」²⁹を「ふく

しま多文化共生センター」に名称を変えるなど、徐々に様々な事業の中で「多文化共生」³⁰という言葉を使い始めた。

また、県協会は、2002年度に初めて常勤の中国出身の相談員を雇用し、併せて中国語による福島生活ガイド『福島生活指南』を作成した。さらに2006年度からは週1回午後に、タガログ語、韓国語、ポルトガル語の非常勤の通訳員を配置し、徐々に外国人相談窓口の体制整備を図っている。その結果、その相談件数は、それまでは年間100件程度であったのに対し、2007年度には736件まで急増した（表7参照）³¹。

その相談者は、中国出身者が圧倒的に多い。これは在留外国人の約半数を中国・台湾が占めていたという背景に加え、中国出身の相談員が県協会

写真3 中国語による福島生活ガイド
『福島生活指南』



出所：筆者撮影。

表6 福島県における主な在留外国人の国籍別・地域別及び主な在留資格別の増減（2000年と2008年）

国籍別・地域別	総 数			韓国・朝鮮			中国・台湾			フィリピン			ブラジル			ベトナム		
	年	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減		
年	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減	2000	2008	増減
総数	10,919	12,863	1,944	2,123	2,073	△50	3,192	5,749	2,557	2,572	2,481	△91	1,274	478	△796	113	266	153
特別永住者	1,639	1,351	△288	1,634	1,350	△284	5	1	△4				0	0	0			
永住者	1,071	3,467	2,396	151	288	137	403	1,514	1,111				79	195	116			
日本人の配偶者等	3,046	2,157	△889	186	250	64	1,033	666	△367				578	145	△433			
賃行	944	282	△662	9	1	△8	3	10	7				4	0	△4			
留学・就学	457	535	78	33	24	△9	358	379	21				3	5	2			
研修	565	1,216	651	1	0	△1	423	1,047	624				0	0	0			
特定活動	324	1,493	1,169	3	29	26	213	1,310	1,097				0	0	0			
定住者	1,782	956	△826	26	44	18	491	343	△148				587	127	△460			
その他	1,091	1,406	315	80	87	7	263	479	216				23	6	△17			

出所：(一財)入管協会〔各年〕『在留外国人統計』より筆者作成。

表7 (公財) 福島県国際交流協会の外国人相談窓口実績

年度	総数	主な出身国					主な相談内容							
		中国	日本	フィリピン	アメリカ	カナダ	生活全般	家族	在留資格	通訳翻訳	教育	日本語	労働	医療
1995	39													
1996	138													
1997	140													
1998	150													
1999	164													
2000	154													
2001	106													
2002	492	309	73	19		13	92	58	57			25		
2003	504	318	95	17	8		113	81	90	48	47			
2004	536	217	130	21	16	16	137	77	92	56	32		40	
2005	559	322	106	27	38	12	159	70	76	72	37		40	
2006	700	421	113	25	53		123	85	76	47			59	154
2007	738	392	141	42	62		167	96	73	58			68	102
2008	637	343	140	44	47	11	127	96	61	62	62			92

出所：(公財) 福島県国際交流協会〔各年〕『事業報告書』より筆者作成。

に常勤していたことが大きな要因である。相談内容は、在住外国人の特徴である在留資格に関する相談はもちろんのこと、ゴミ出しや銀行での通帳の作り方などの生活全般に関わる相談や、嫁姑の関係や母国に残した子どもの呼び寄せなど家族に関する相談が中心であった（表7参照）。

2003年度には、県内小中学校に対して日本語指導が必要な児童生徒の実態調査を実施し、翌年度には外国出身母親とその子どもの支援に関わる研修会を実施している。在住外国人支援が成人だけでなく、外国にルーツを持つ子どもの支援にまで広がり始めている。

2007年度には、6か国語のリーフレット『大きな地震に備えるために』を発行した³²。この中の「その他の災害について」の欄に、「台風」や「洪水」と並んで、「原子力事故」が記載されている。この記載の必要性について内部で何度も協議がなされ、最後は担当職員の強い思いにより記載されることになった。

一方、総務省は定住化が進む在住外国人の状況から、2006年に「地域における多文化推進プラン」の策定を自治体に通知し、自治体の国際化施策は、「国際交流」、「国際協力」、そして「多文化共生」が3本目の柱となった。しかし県協会は、それよりも4年前の2002年度に常勤の中国出身の相談員を配置するなどして、増え続ける在住外国人の支援に乗り出している。このことは県協会が政策の動向に合せるのではなく、現場感覚で事業を展開

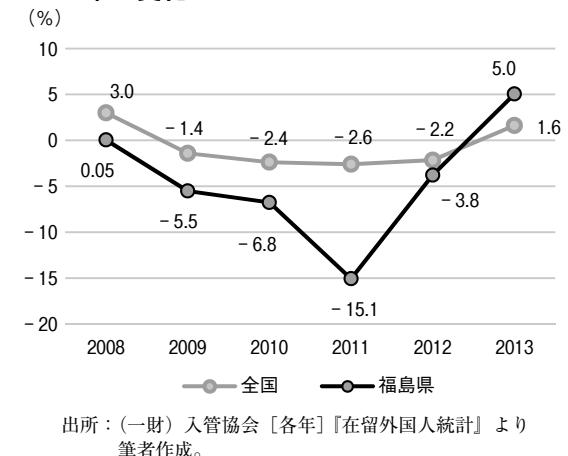
していることが見て取れる。

前述の第1期で全国の地域国際化協会の多くが「国際交流から国際協力へ」を使っていましたように、この時期は「多文化共生」という言葉が多く使われていた。県協会も、それに合わせるように「多文化共生」という言葉を使っていた。ここで筆者は、カナダ出身の国際交流員から「県協会が外国人相談センターを本気で取り組む気があるなら、365日24時間体制にしないと意味がない。」と言われ、一言も反論できなかったことを思い出す。県協会は、「多文化共生」という言葉を「外国人支援」や「同化」との違いを明確に理解したうえで使っているわけではなかった。「多文化共生＝外国人支援だけではない」ことは理解していても、では多文化共生とは何かを模索していた時期であった。そのことは、2006年度に策定した第3期運営基本計画の基本理念で、「多文化共生」をあえて使わず「多文化が共生する」という表現を使っていいるところに、県協会の戸惑いが読み取れる（表1参照）。

3 第3期 在住外国人の減少期（2009年～2012年）

この期間の在留外国人の年平均増加率は-12.7%である。在留外国人の増加率を第3期の前後1年間を含めてみてみると、図8のように東日本大震災・福島第一原発事故があった2011年以前から減少傾向になっていたことがわかる。つまり、在留外国人数は、2008年のリーマン・ショック以降の景気の減退

図8 東日本大震災・福島第一原発事故前後での全国及び福島県における在留外国人の増加率の変化



により徐々に減少し、2011年の東日本大震災・福島第一原発事故でさらに減少傾向が加速したと言える。

東日本大震災・福島第一原発事故の前後での変化を明らかにするため、特にこの第3期は、2011年前後で2つに分けて考察する。

3-1 リーマン・ショック以降の景気の減退による減少（2009年～2010年）

3-1(1) 在留外国人の動向

2008年にピークを迎えた在留外国人数は、この時期、毎年700～800人ずつ減少している。2009年の入管法改正により、「技能実習」が創

設され、「研修」及び「特定活動」の多くが「技能実習」に移行した。しかし、2008年の「研修」及び「特定活動」を合わせた数が約2,700人に対し、2010年の「研修」、「特定活動」及び「技能実習」の合計は約1,800人であることから、実質約900人の「技能実習」が減少したと推測できる。そのほとんどが中国・台湾の「技能実習」である（表8参照）。

この時期に発生したリーマン・ショック以降の景気の減退に伴い、労働力として入国していた中国からの「技能実習」生やブラジル等日系人³³が帰国を余儀なくされ、併せて新たな入国者数が減少した。一方で、「日本人の配偶者等」の減少がさらに進み、それに置き換わるように「永住者」が増加している。

3-1(2) 県協会事業の特徴

2009年度より、県協会は従来の英語に加え、中国語による生活情報紙を発行し、また常勤の情報担当職員を雇用して県協会HPの英語及び中国語のページを新設するなど、多言語による情報発信に力を入れ始めた。また、2009年度には、「ふくしま多文化共生サポーターエンパワーメント事業」³⁴を実施し、参加者が「やさしい日本語」³⁵、「英語」及び「中国語」の3つの各部会に分かれて言語スキルの向上を目指した。

2010年度には、4泊5日の日程で県内の日本語ボランティアや多文化共生サポーター、国際理解外部講師³⁶の計11人で、当時多文化共生政

表8 福島県における主な在留外国人の国籍別・地域別及び主な在留資格別の増減（2008年と2010年）

国籍別・地域別	総 数			韓国・朝鮮			中国・台湾			フィリピン			ブラジル			ベトナム		
	年	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減		
年	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減	2008	2010	増減
総数	12,863	11,331	△1,532	2,073	1,994	△79	5,749	4,879	△870	2,481	2,284	△197	478	274	△204	266	201	△65
特別永住者	1,351	1,260	△91	1,350	1,259	△91	1	0	△1				0	0	0			
永住者	3,467	3,889	422	288	345	57	1,514	1,648	134				195	172	△23			
日本人の配偶者等	2,157	1,662	△495	250	224	△26	666	517	△149				145	56	△89			
興行	282	141	△141	1	1	0	10	1	△9				0	0	0			
留学・就学	535	583	48	24	40	16	379	384	5				5	4	△1			
研修	1,216	179	△1,037	0	0	0	1,047	160	△887				0	0	0			
特定活動	1,493	569	△924	29	11	△18	1,310	467	△843				0	0	0			
(技能実習)	0	1,072	1,072	0	0	0	0	968	968				0	0	0			
定住者	956	703	△253	44	38	△6	343	263	△80				127	36	△91			
その他	1,406	1,273	△133	87	76	△11	479	471	△8				6	6	0			

出所：(一財)入管協会「各年」『在留外国人統計』より筆者作成。

写真4 「多文化共生韓国スタディツアーノ訪問先での記念写真



出所：財福島県国際交流協会〔2010〕『多文化共生韓国スタディツアーレポート書』、表紙より引用。

策の先進地と言われていた韓国へ「多文化共生韓国スタディツアーノ」を行っている³⁷。この背景には、日本語ボランティアなどの県協会事業協力者から多文化共生について学びたいという声が多くあったことや、福島県の施策として福島空港利活用が叫ばれていたこと、そして当時(財)自治体国際化協会ソウル事務所に福島県職員が派遣されていたことなどが重なったためである。

3-2 東日本大震災・福島第一原発事故による減少（2011年～2012年）

3-2(1) 在留外国人の動向

2011年3月11日に東日本大震災・福島第一原発事故が発生した。2011年の在留外国人は、1年間で約1,700人が減少し、減少率は15.1%と急落した。その後も減少は止まらず、2012年には、1999年と同水準の9,259人まで落ち込んだ（表9参照）。東日本大震災・福島第一原発事故により、それ以前から始まっていた在留外国人数の減少傾向がさらに加速した。被災3県の2010年末から2012年末までの2年間における在留外国人数の減少率は、岩手県が12.5%、宮城県が10.8%に対し、福島県が17.2%となっている³⁸。福島第一原発事故による放射線の健康への影響と原発事故の再発への不安により、在住外国人が県外・国外に避難したこと、新たな入国へのブレーキがかかったことが大きく影響していることは明らかである。

当時、中国、アメリカをはじめ各国の大企業

が、避難用バスを準備し自国民関係者の避難を支援した。福島県国際交流協会〔2013〕には、当時県協会の中国出身スタッフに対する聞き取りからその切迫した状況が次のように記載されている。「私には、15日午前中に中国駐新潟領事館から電話があり、避難用バスの案内を同胞に流してほしいと依頼があった。（中略）中国駐新潟領事館が準備した避難用バスの第一便20数台の大型バスは、3月15日18時、福島駅前、郡山市役所前及び会津若松市役所前から新潟に向けて出発した。」³⁹

特に減少が大きい在留資格は、「日本人の配偶者等」、「留学・就学」及び「特定活動」である。「日本人の配偶者等」及び「留学・就学」の減少の主な要因は、国際結婚で来日した女性たちの子どもや学生という若い世代の放射線の健康への影響に対する不安によるものと推測できる。また「特定活動」の減少は、中国からの労働者が工場閉鎖などにより帰国したことが主な要因である。

一方、一時的に県外・国外に避難した在住外国人のうち、数か月後に戻ってきたケースも多い。また、この時期、他のほとんどの在留資格の数が減少したにもかかわらず、「永住者」はむしろ増加している現象は注目すべき点である。「永住者」の多くは、すでに福島県に長期にわたり暮らし生活の基盤ができていたため、母国等への避難ではなく福島県に残る選択をしたと考えられる。

表9 福島県における主な在留外国人の国籍別・地域別及び主な在留資格別の増減（2010年と2012年）

国籍別・地域別	総 数			韓国・朝鮮			中国・台湾			フィリピン			ブラジル			ベトナム		
	年	2010	2012	増減	2010	2012	増減	2010	2012	増減	2010	2012	増減	2010	2012	増減		
総数	11,331	9,259	△2,072	1,994	1,768	△226	4,879	3,584	△1,295	2,284	2,057	△227	274	187	△87	201	177	△24
特別永住者	1,260	1,143	△117	1,259	1,143	△116	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
永住者	3,889	4,122	233	345	375	30	1,648	1,700	52	1,336		172	147	△25				
日本人の配偶者等	1,662	1,096	△566	224	141	△83	517	329	△188	367		56	28	△28				
興行	141	12	△129	1	0	△1	1	0	△1	12		0	0	0				
留学・就学	583	332	△251	40	27	△13	384	169	△215	2		4	1	△3				
研修	179	7	△172	0	0	0	160	2	△158	0		0	0	0				
特定活動	569	44	△525	11	1	△10	467	16	△451	7		0	0	0				
技能実習	1,072	1,053	△19	0	0	0	968	878	△90	64		0	0	0				
定住者	703	506	△197	38	31	△7	263	154	△109	256		36	10	△26				
その他	1,273	944	△329	76	50	△26	471	336	△135	13		6	1	△5				

出所：(一財)入管協会〔各年〕『在留外国人統計』より筆者作成。

3-2(2) 県協会事業の特徴

震災時、県協会が入居していたビルの安全性が確認できないため、しばらくの間福島県災害対策本部が置かれた福島県自治会館の一角4畳半程度のスペースに仮事務所を構えた⁴⁰。そこで限られたスタッフと機材の中、福島県国際課と一緒に「外国語による地震情報センター」⁴¹を立ち上げ、中国語と英語による情報提供と相談窓口を開始した。相談者の多くは、中国出身者及びフィリピン出身者からであった。また、主な相談内容は、避難方法、放射線への不安、出入国手続きなどで、時間の経過とともに子どもの学校や教育、仕事、補償へと変わっていった。

一方、震災時、在住外国人はSNSなどを通

じて支援物資の情報を同胞者に伝えた。また、避難せずに残った、または一時的に避難し戻ってきた在住外国人たちの中には、「私がこうして日本社会で仕事ができているのは、これまで支えてくれた日本人のお陰。だから今は、私が恩返しするとき」⁴²と、同胞者を集めて避難所への炊き出しやその後の仮設住宅での支援活動を行った。その際、県協会は、避難所や仮設住宅の運営者との橋渡しなどの支援を行った。

県協会は、すぐに多言語による情報発信に取り組み、5月1日には、県内に暮らす在住外国人の声や県内の復旧状況、県内各地の放射線量などを掲載した震災復興版情報紙『がんばろう。福島』（日本語、英語、中国語）を創刊してい

写真5 「外国語による地震情報センター」の様子



出所：(公財)福島県国際交流協会[2013]『FIA活動の記録』、6ページより引用。

写真6 フィリピンコミュニティによる避難所への炊出しの様子



出所：(公財)福島県国際交流協会[2013]『FIA活動の記録』、18ページより引用。

る⁴³。また、在住外国人からの放射線の健康への影響に対する不安の声を受けて、同年12月に「放射線に関わる健康管理セミナー」を中国語の通訳付きで2会場、英語の通訳付きで2会場において開催した。

2012年度には、震災に関わる外国出身県民実態調査を面談70人と書面30人の計100人に対して行った。その結果から県協会は、「今回の災害の支援活動を通じて、外国出身住民の拠点（キーパーソン）を事前に把握し、接触を絶やさないようにしておき、いざという時に、その拠点を通じて一人一人への情報の伝達・拡散を図ることや、常日頃から大使館等との連携を取っておくことが重要であること」⁴⁴を認識し、これを機に、外国出身キーパーソンとの連携を意識した事業を展開していくことになる。

4 第4期 在留外国人数の回復期（2013年～2018年）

4-1 在留外国人の特徴

この期間の年平均増加率は7.5%とプラスに転じた。2017年の在留外国人数は、最も落ち込んだ2012年からの5年間で約3,700人増加し、震災前のピークであった2008年の数を若干上回る12,977人まで回復した。この増加の大きな要因は、ベトナムの約1,500人の「技能実習」生及び約200人の「留学・就学」、フィリピンの約200人の「技能実習」生、そして在留資格は不明だがネパールの約500人の増加にある。中国・台湾の数の伸びが鈍化したのに対し、ベトナムが177人から1,921人と約10倍に、ネパールが85人から560人と約7倍に急増

している（表10参照）。復興景気により、多くのベトナムや中国などからの若者が、福島県内の建設現場やお総菜製造工場で働いている。

この時期、国籍・地域や在留資格の上位3位の順位に大きな変化があった。2000年以降、国籍・地域別の上位3か国は、中国、フィリピン、韓国・朝鮮の順であったが、2017年に初めてベトナムが韓国・朝鮮を抜いて第3位となった。在留資格別では、2005年以降「永住者」「日本人の配偶者等」「特別永住者」の順であったが、2013年に初めて「技能実習」が「日本人の配偶者等」「特別永住者」を抜いて第2位となった。

このように在留外国人の数は、東日本大震災・福島第一原発事故前に戻ったものの、その国籍別・地域別や在留資格別の内訳は大きく変わったことは注意すべき点である。

4-2 県協会事業の特徴

2013年度には、前年度に実施した在住外国人へのインタビュー結果を『FIA活動の記録』として冊子にまとめ、さらにその内容を全国からの関係者の参加のもと開催したフォーラムの中で発表した。また、主に国際結婚した母方の母国に避難していた子どもたちが徐々に帰国し始め、日本語を忘れたり、日本と海外の短期間の往来による精神的不安定などの問題が現れ始めたりしたため、2013年度から外国の子どもサポート担当職員が常勤している。

県協会は東日本大震災・福島第一原発事故の教訓から、次の3つの事業に力を入れている。第1

表10 福島県における主な在留外国人の国籍別・地域別及び主な在留資格別の増減（2012年と2017年）

国籍別・地域別	総 数			韓 国			中国・台湾			フィリピン			ブラジル			ベトナム			ネパール		
	年	2012	2017	増減	2012	2017	増減	2012	2017	増減	2012	2017	増減	2012	2017	増減	2012	2017	増減	2012	2017
総数	9,259	12,977	3,718	1,768	1,455	△313	3,584	3,710	126	2,057	2,565	508	187	224	37	177	1,921	1,744	85	560	475
特別永住者	1,143	1,033	△110	1,143	818	△325	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永住者	4,122	4,350	228	375	407	32	1,700	1,771	71	1,336	1,404	68	147	148	1	50	50	50	50	50	50
日本人の配偶者等	1,096	1,101	5	141	4	△137	329	274	△55	367	431	64	28	37	9	21	21	21	21	21	21
興行	12	18	6	0	0	0	0	0	0	12	10	△2	0	3	3	0	0	0	0	0	0
留学・就学	332	836	504	27	110	83	169	123	△46	2	6	4	1	1	0	197	197	197	197	197	197
研修	7	7	0	0	20	20	2	0	△2	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3
特定活動	44	311	267	1	37	36	16	57	41	7	13	6	0	1	1	26	26	26	26	26	26
技能実習	1,053	3,066	2,013	0	1	1	878	884	6	64	282	218	0	0	0	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461
定住者	506	571	65	31	0	△31	154	109	△45	256	324	68	10	33	23	4	4	4	4	4	4
その他	944	1,684	740	50	58	8	336	491	155	13	95	82	1	1	0	159	159	159	159	159	159

出所：（一財）入管協会【各年】『在留外国人統計』より筆者作成。（注）朝鮮籍228名は含まない。

写真7 災害ボランティア研修会として福島県総合防災訓練に参加している様子



出所：(公財)福島県国際交流協会HP(2018年11月23日閲覧)
より引用

に、在住外国人に関わる防災事業である。在住外国人向けに日本語が分からぬことを意思表示するSOSカードの作成や市町村向けに英語、中国語、タガログ語、タイ語の大規模地震発生時緊急放送CDの制作、災害ボランティアの登録と研修会の実施などに取り組んでいる。

第2に、これまでの人脈を活かした外国出身キーパーソンの発掘と連携である。外国出身キーパーソンは、同胞者コミュニティのリーダー的存在で、福島県に長く暮らし日本語も堪能で日本の慣習にも慣れ親しんでいる在住外国人である。そのキーパーソンが代表を務め、県協会に登録している外国出身者コミュニティの数は、東日本大震災・福島第一原発事故前は2団体だけであったが、

表11 福島県における外国出身者コミュニティ一覧

	団体名 (所在地)	出身国	設立 年月日	代表者	会員数 (人)	目的	活動等
1	チームブラジル (福島市)	ブラジル	2005年 4月1日	石田富美枝 セシリ亞	10	福島市内のブラジル出身者が中心となって絆を深める。	年1回福島市国際交流協会主催の「結・ゆい・フェスタ」に出演するのが主な活動。普段は年数回会員同士で集まって親交を深めている。
2	郡山中国帰国者の会 (郡山市)	中国	2009年 9月1日	鈴木宣子	20	長い間中国で生活していた帰国者たちが日本の社会に溶け込み、毎日健康に過ごすため交流と親ばくを図る。	郡山及び周辺地域に住んでいる中国からの帰国者による自助団体。月2回ほど地域の公民館に集まり、カラオケや麻雀などで親交を深めている。
3	HAWAK KAMAY FUKUSHIMA (福島市)	フィリピン	2011年 4月1日	メラニー 田村	40	在福フィリピン人同士の親睦と支援、地域でのボランティア活動を通じてフィリピンと福島県の相互理解と友好親善の発展に寄与する。	東日本大震災・福島第一原発事故の際には、避難所で炊き出しや、仮設住宅で歌や踊りの披露、フィリピン料理のふるまいなどの支援活動を行った。2012年からは福島市でフィリピンフェスタを開催し、これまで5回実施している。現在の会長は4代目。
4	福島華僑華人総会 (いわき市)	中国	2011年 9月10日	竇 元珠	106	「団結」「協力」「友愛」「交流」「調和」「奉仕」の精神のもと、中日の文化交流、福島の復興、地方の経済や文化の振興及び社会の調和に寄与する。	県内で最大規模の外国出身者コミュニティ。春節の集いなどを定期的に実施している。
5	つばさ——日中ハーフ支援会 (須賀川市)	中国	2011年 10月1日	城坂 愛	66	外国人たちも円滑的な社会生活を行い、誰でも住みやすい地域をつくる。	東日本大震災・福島第一原発事故後に、中国出身の母親たちが集まって自分の子どもの保養プログラムを実施したことがきっかけで設立した団体。地域の公民館で中国の伝統舞踊の発表や継承語教室、日本語教室も行っている。
6	Iwaki Filipino Community (いわき市)	フィリピン	2011年 11月1日	浦山 グレース	15	フィリピンと福島県の相互理解と友好親善の発展に寄与する。	フィリピン出身の子どもの支援などに関わったこともある。普段は年数回会員同士で集まって親交を深めている。現在の代表は3代目。
7	福島多文化団体 「心ノ橋」 (いわき市)	中国	2014年 1月15日	井手 伶	50	中国出身者と日本人が交流などを通し、お互いの文化や習慣などの理解を深める。	中国帰国者、中国出身の留学生や技能実習生など様々な立場の会員で構成されている。
8	日中文化ふれあいの会 幸福 (郡山市)	中国	2013年 3月1日	李 莉岩	17	日中文化の交流や地域とのつながりを図る。	地域住民を対象にした中国料理教室を定期的に年数回実施している。
9	福島中国伝統文化愛好会 (福島市)	中国	2014年 11月30日	叶 根青	45	中国と日本の相互理解及び友好親善を目的とする。	会長は、中国古筝の演奏家。普段は中国の伝統踊りを練習し、地域の公民館で成果を発表している。また春節の集いなど地域住民も対象にしたイベントも開催している。
10	Komunitas Fukushima Indonesia (福島市)	インドネシア	2017年	星レニー	70	インドネシア人同士での情報交換や相互扶助、親ばくを図る。	主な会員は福島市、川俣町、二本松市に在住する技能実習生。年1回福島市国際交流協会主催の「結・ゆい・フェスタ」に出演している。普段は年数回会員同士で集まって親交を深めている。2018年秋、はじめてインドネシアフェスタを福島市で開催し、東北各地から同胞者が集った。

出所：(公財)福島県国際交流協会HP(2018年11月23日閲覧)などにより筆者作成。

現在10団体⁴⁵に増加している（表11参照）。

外国出身者コミュニティは、広い県土を持つ福島県という地理的要因から、各国毎に県内1団体ではなく県内各地に設立されている。なお、いわき市内に3つのコミュニティが形成されている背景の一つに、（公財）いわき市国際交流協会の働きかけがある。

外国出身者コミュニティは、同胞者間の情報交換や相互支援の機能を持つ共助団体と捉えることができる。県協会は、これらの外国出身者コミュニティとの関係性を構築するため、2014年度からこれらのコミュニティと協働して同胞者のための講座等を2018年度までの5年間でのべ46回実施している（表12参照）。

最後に、在住外国人と地域住民とのコミュニケーション手段の一つ「やさしい日本語」の普及

事業である。これは、地域住民が普段話している日本語を簡単な日本語に言い換え、在住外国人とよりスムーズなコミュニケーションをとるための言葉である。県協会は、行政やその他各種団体が主催する研修会に出向いて、「やさしい日本語」のワークショップを実施している。

なお、急増するベトナムやネパールの在住外国人への対応については、現在のところ状況把握のみに留まっている。ベトナム語通訳員の配置やベトナム語での情報発信などの具体的な取組までには至っていない。ベトナムやネパールの多くが、「技能実習」生や「留学・就学」生であり、その受入組織である企業や学校が、一義的にその責任を負い受入体制を整備すべきという立場を取りながらも、今後どのように対応すべきか県と検討している段階である。

表12 外国出身者コミュニティとの主な協働事業一覧

年度	コミュニティ名	講座のテーマ	参加者
2014	つばさ——日中ハーフ支援会	日本の教育制度	中国出身者12人
	チームブラジル	日本での老後に備えて	ブラジル出身者等11人
2015	福島中国伝統文化愛好会	葬式のマナー	中国出身者34人
	(郡山市内の教会に集うコミュニティ)	給料明細書の見方	フィリピン出身者等11人
2016	HAWAK KAWAY FUKUSHIMA	料理で使う日本語	フィリピン出身者10人
	日中文化ふれあいの会 幸福	仕事上で使う日本語	中国出身者16人
2017	(福島市内の教会に集うコミュニティ)	緊急時の日本語	フィリピン出身者等10人
	(ベトナム出身者コミュニティ)	料理で使う日本語	ベトナム出身者28人
2018	(タイ出身者コミュニティ)	タイ料理を日本人に教えるための日本語	タイ出身者10人
	郡山中国帰国者の会	防災	中国帰国者10人

出所：（公財）福島県国際交流協会〔各年〕『事業報告書』及び同HP（2018年11月22日閲覧）より筆者作成。

写真8 お葬式のマナーについて学ぶ中国出身者コミュニティ



出所：（公財）福島県国際交流協会パンフレットより引用。

写真9 緊急時の日本語を学ぶフィリピン出身者等



出所：（公財）福島県国際交流協会HP（2018年11月23日閲覧）より引用。

IV 在住外国人の多様化と(公財)福島県国際交流協会の役割

最後に本節では、1988年から2018年までにおける在住外国人の多様化と県協会の役割について考察する。次に、これまで県協会がとってきた戦略と県協会を取り巻くアクターの変化を明らかにしたうえで、残された課題を指摘する。

1 在住外国人の多様化

表13のとおり、県協会が設立された1988年と、30年が経過した2017年の在留外国人の状況は大きく変化している。まず数の変化をみると、福島県の人口が減少している中、その数は3.7倍、福島県人口に占める割合は4.1倍と大幅に増加している。

その内訳を見てみると、国籍別・地域の数は約2倍となっており、しかもその上位3位の占める割合は、89%から64%と減少し、さらに第1位が占める割合は63%から29%に減少している。このことから、在留外国人の国籍・地域が多様化していることがわかる。在留資格別については、入管法改正により単純には比較が難しいが、在留資格別上位3位が占める割合は、86%から67%と減少し、さらにその第1位が占める割合は60%から34%に減少している。在留外国人の在留資格も多様化している。

このように、30年間で帰化者も含めた在住外国人は、その数の増加ばかりでなく、その出身国・地域⁴⁶や在留資格の多様化が進んでいる。さらに、在住外国人の年齢や在住年数、職業、母語、宗教、価値観

など様々な社会的・文化的側面も多様化していることは明らかである。

2 (公財)福島県国際交流協会の役割の変遷

1988年に県協会が設立された当時、日本社会はバブル景気の最中であった。県協会は潤沢な予算と全国的に地域の国際化が叫ばれていた流れの中で、外国文化理解講座や外国語講座、在住外国人との交流会などを盛んに開催していた。この時期、県協会にとって在住外国人は、ゲスト的存在であり、同じこの地域にともに暮らしている生活者という意識はあまり見られない。県協会は、あくまでも地域住民に対して外国文化を紹介する組織であった。

1990年代後半に入り、日本社会はバブル景気が崩壊し、平成不況に突入していく。徐々に経済活動が低迷していく中、より安い労働力としてブラジルや中国から多くの若者が入国し、工場等で働くようになった。また、農村部の後継者不足で中国やフィリピンなどの東南アジアから多くの女性たちが国際結婚を機に入国し、家庭を持つ生活者となっていました。県協会は、日本語や日本の文化・慣習を知らないであろう在住外国人を支援する組織へと変化していった。ここには、榎井緑[2011]が言うように、「外国人は、日本国民と置かれている立場が決定的に違い、社会の構成員として日本人とは対等ではないこと、(中略)、つまり外国人の『非対称性』を前提」⁴⁷とした視点がみられる。

2000年代、県協会は地域住民に対し、在住外国人との共生をテーマにした講座や、在住外国人との共生を担う人材育成を目的とした研修会を盛んに実施

表13 福島県における在留外国人の状況変化（1988年と2017年）

	1988年		2017年	
数	3,524人		12,977人	
国籍・地域の数	40		86	
総人口に占める割合	0.17%		0.69%	
国籍別・地域別の上位3位とその全体に占める割合	1位	韓国・朝鮮	63%	中国・台湾
	2位	中国・台湾	19%	フィリピン
	3位	フィリピン	7%	ベトナム
		合計	89%	合計
在留資格別の上位3位とその全体に占める割合	1位	(永住/協定永住/法126-2-6/法12-2-6の子)	60%	永住者
	2位	特定の在留資格者	15%	技能実習生
	3位	日本人の配偶者等	11%	日本人の配偶者等
		合計	86%	合計

出所：各種資料により筆者作成。

(注) 表中の（永住/協定永住/法126-2-6/法12-2-6の子）は現在の「特別永住者」に相当する。

し始めた。県協会は、在住外国人との共生を図るために啓発及び人材育成の役割も担うようになっていった。

2008年にリーマン・ショックが起こり、景気の減退がさらに進み、いわゆる労働力として入国していた中国やブラジルからの在留外国人はその調整弁となり帰国を余儀なくされ、併せて労働力としての新たな入国数も減少した。一方で、国際結婚で来日していた中国やフィリピンからの女性たちは、母として妻として嫁として家庭を支えていかなければならぬ必要性から、日本語と日本の習慣を生活の中で習得し、地域社会に溶け込み生活者となっていました。その一部が後の東日本大震災・福島第一原発事故を機に形成された外国出身者コミュニティの中心人物である外国出身キーパーソンとなっていく。しかし、この時点で県協会はまだ彼女らの存在意義に気づいていない。

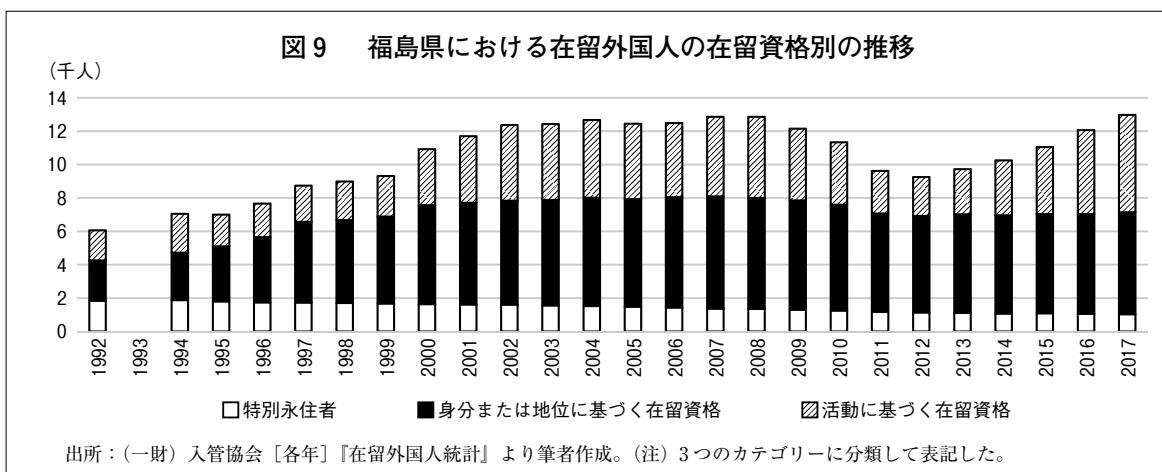
2011年、東日本大震災・福島第一原発事故が発生し、放射線の健康への影響と原発事故再発への不安から、少なからぬ在住外国人が避難のため母国等に帰国した。一方で、帰国せずに、または一時的に帰国して戻ってきた在住外国人の中には、日本人と同じく避難所支援やがれき撤去、仮設住宅支援などの復旧・復興支援に汗を流した人たちが多くいた。在住外国人は地域にとって支援の対象者という一方向の存在ではなく、地域とともに暮らす一員として、支援し支援されるという双方向の存在となっていた。県協会は、東日本大震災・福島第一原発事故後の在住外国人の動きから、多くの在住外国人がすでに地域に根付いた生活をおくっており、さらには外国出身キーパーソンを中心とした外国出身者コミュニティが形成されていたことを初めて認識した。

ここで、改めて本県の在留外国人の在留資格別の推移を「特別永住者」と、「永住者」や「永住者の配偶者等」、「日本人の配偶者等」、「定住者」からなる「身分または地位に基づく在留資格」と、他の「技能実習」や「留学・就学」など「活動に基づく在留資格」の3つのカテゴリーに分けてみてみよう（図9参照）。「技能実習」をはじめとする「活動に基づく在留資格」の数は、リーマン・ショックや東日本大震災・福島第一原癬事故、復興景気などの社会的・経済的な要因とともに大きく変動している。一方、在留期間や在留活動に制限のない「永住者」をはじめとする「身分または地位に基づく在留資格」の数はそれほど変動していない。この在留外国人に帰化者を加えれば、福島県に長期的に暮らしている在住外国人数は増加していると言える。

2014年以降県協会は、在住外国人の多様化が進む中、在住外国人と地域住民の共生を図っていく上で同胞者のメンター⁴⁸的役割を担う外国出身キーパーソンの存在が大きいことを認識し、積極的に県内各地に潜在している外国出身キーパーソンの発掘と、顔の見える関係の構築に取り組んでいる。また、在住外国人と地域住民がともに寄り添えるコミュニケーション手段とも言える「やさしい日本語」の普及にも力を入れている。これらの2つの取り組みは、在住外国人の定住化が背景にあるからこそできる事業である。県協会は在住外国人とともに、在住外国人と地域住民との共生に取り組む組織へと変化している。

3 (公財) 福島県国際交流協会の戦略とアクター⁴⁹

県協会設立当時、省内にはすでに2つの日本語教室、6つの市町村国際交流協会、9つの姉妹都市提



携が存在していた。そのため、県協会は自らが国際交流の先発隊ではないことを認識していた。加えて広域という地理的状況の中で、県協会自らが県内各地で事業を実施することには限界があることも認識していた。そこで、県協会がとった戦略は、先導的事業の実施を通じて県内の国際化を牽引しつつ、県内各地で同様の活動しているアクターを発掘し、時には育成・支援し、そして連携して事業を実施することを通じて県内の国際化のすそ野を広げ、結果的に県全体の国際化の進展を図っていくことであった。

例えば、在住外国人の日本語学習支援においては、県協会が県内の数か所で、ある程度の期間と頻度を要する日本語教室を主催することは、人的にも予算的に限界がある。そこで、県内各地で活動している日本語教室に対し、より充実した活動となるよう人材育成や他団体のネットワーク構築などの側面的支援を行っている。また日本語教室がない自治体や日本語教室を立ち上げたいと考えている民間団体に対しては、日本語教室開設に向けたノウハウや情報の提供、人材の紹介などの支援を行っている。このようにして県協会が直接・間接的にその開設に関わったものも含めて県内の日本語教室は31件にまで増加し、県内各地で在住外国人のための日本語教室を開催している。

設立当初、県協会が関わっていた主なアクターは4件だったが、在住外国人の数の増加と多様化とともに、2018年には16件まで拡大している（図10及び図11参照）。県協会の事業費は前述の図6のように

決して潤沢とは言えない状況下でも、これまで様々な事業が継続して実施できている背景には、このような多様なアクターとの連携によるところが大きいと考えられる。

県協会が、この戦略がとれた要因として、次の2つがあげられる。第1に、福島県の外郭団体であることから組織に対する社会的信頼性があり、多様なアクターとの連携がスムーズであったこと、そして第2に、設立当初から人事異動のない正規職員を在籍させており、県協会内にノウハウと人的ネットワークが蓄積されていったことがある。このように県協会は、地域国際化協会という組織的特徴を十二分に活かし、常に地域の現状を把握しつつ地域の様々なアクターとの連携を図りながら、県全体への広がりを見据えて事業を実施している。

今後、在住外国人は、その出身国・地域、在留資格だけでなく、年齢、職業、母語、宗教、価値観など社会的・文化的側面でもますますその多様化が進むことは明らかである。また、在住外国人は地域において生活者の一人であり、教育、医療、福祉、労働などあらゆる生活の場面に関わっている。

このような中、県協会がさらに在住外国人と地域住民との共生を進めていく上では、一層アクターを増やすとともに、アクター間の連携構築にも取り組むことが今後の課題であろう。そして、県協会は、多様なアクターのハブ的役割とともに包括的コーディネーター機能を果たすという社会的な存在意義を、さらに發揮することが期待されている。

図10 (公財)福島県国際交流協会と主なアクター
(1988年)

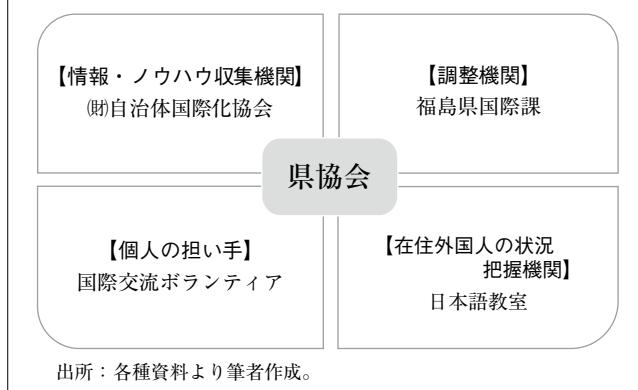
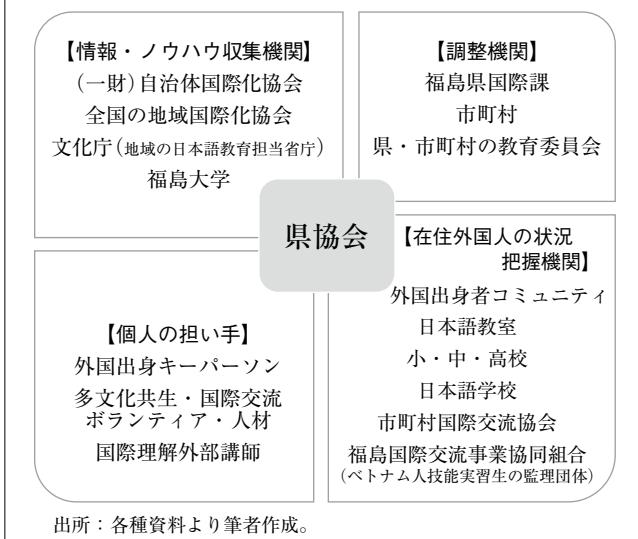


図11 (公財)福島県国際交流協会と主なアクター
(2018年)



おわりに

本稿では、これまで福島県の在留外国人の動向と、その受け皿的役割を果たしてきた（公財）福島県国際交流協会の事業の変遷について考察してきた。在住外国人は、ゲストから生活者として捉えられるように変化し、そして県協会の組織名となっている「国際交流」の意味合いは、目的としての国際交流から手段としての国際交流に変化してきている。

今年11月、政府は外国人労働者受入の具体的な人数を発表し、これらの外国人労働者をどう地域で受け入れていくかが大きな課題となっている。一方で県協会は、30年前から常に目の前の困っている在住外国人に対して支援の手を差し伸べ、また多様化する在住外国人と地域住民との共生の道を探ってきた。県協会はこれからも、在住外国人が外国人労働者であるかないかに関わらず、ともに地域に暮らす生活者と捉え、共生の道を多様なアクターとともに探りながら進んでいくだろう。

特に、外国出身者コミュニティは、地域における在住外国人との共生のプロセスにおいて、大きな役割を果たすことが期待されるアクターである。このことから、今後は外国出身者コミュニティ及びその外国出身キーパーソンの動向について実態調査をし、研究課題としていきたい。

最後に、資料収集において職場である（公財）福島県国際交流協会には多大なるご協力をいただきました。さらに論文作成において一から指導していただいた佐野孝治教授（福島大学経済経営学類）をはじめとする多くの皆様に大変お世話になりました。ここに記して感謝いたします。

参考文献

- (一財) 入管協会 [各年] 『在留外国人統計』。
- 榎井緑 [2011] 「地域国際交流協会と『多文化共生』の行方 地方財政再建の中で」『移民政策研究』、第3号。
- 大西楠・テラ [2018] 「グローバル化における地方自治体の役割」『社会科学研究』、69巻1号。
- 北脇保之 [2013] 「自治体国際化施策の変遷と多文化共生の現状と課題～自治体外国人施策担当者のために～」『国際文化研修2013』、秋vol.81。
- (公財) 愛知県国際交流協会 [2018] 『相談窓口担当者

のための「多文化」ってこういうこと＝社会福祉編＝』。

(公財) 浜松国際交流協会 [2018] 『世界の人と暮らして 浜松国際交流協会35年のあゆみ』。

(公財) 福島県国際交流協会 [2013] 『外国出身住民にとっての東日本大震災・原発事故 FIA活動の記録～FIAの取り組みと外国出身住民100人の証言～』。

同上 [各回] 「運営基本計画」。

同上 [各年] 「事業報告書」。

同上 [各年] 「収支決算書」。

同上 [1988] 「財団法人福島県国際交流協会寄付行為」。

同上 [2011] 「公益財団法人福島県国際交流協会定款」。

国立国会図書館 [2008] 「PART 1 我が国における外国人問題 外国人政策関係年表 (1945.8 – 2007.9)」『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』 国立国会図書館。

坂本恵 [2010] 「外国人労働者を地域社会でどう受け入れていくか～ベトナム女性研修・実習生の現状から考える～（講演記録）」『福島大学地域創造』、第21巻第2号。

中川祐治、永島恭子 [2014] 「地域の外国人住民に対する日本語支援のあり方—ある結婚移住女性の事例を手がかりに—」『福島大学地域創造』、第25巻第2号。

福島県 [1998] 『福島県地方自治五十年の歩み』、ぎょうせい。

福島県国際課 [各年] 『福島県の国際化の現状』。

福島国際交流の会 [2018] 『30年誌～活動の記録～』。

幕田順子 [2016] 「多文化共生社会を担う外国出身者コミュニティ」毛受敏浩編 [2016] 『自治体がひらく日本の移民政策』、明石書店。

毛受敏浩編 [2016] 『自治体がひらく日本の移民政策』、明石書店。

山口墨 [2018] 「技能実習生受入れに対する自治体の支援と『多文化共生』—埼玉県川口市での取り組み事例から」『移民政策研究』、第10号。

山下清海 [2016] 「増加・多様化する在留外国人—『ホスト中国』の新段階の変化に着目して—」『地理空間』、第9巻第3号。

山脇啓造 [2009] 「多文化共生社会の形成に向けて」『移民政策研究』、創刊号。

(一財) 自治体国際化協会多文化共生ポータブルサイト「多文化共生2.0の時代」(<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/reading/tabunka2.0.html>)

2018年11月4日閲覧)。
同上HP「JETプログラム」(<http://jetprogramme.org/ja/> 2018年11月4日閲覧)。
(公財)神奈川国際交流財団HP「かながわ国際交流財団40年間の主な事業(年表)」(<http://www.kifjp.org/40th/jigyo#contents> 2018年8月26日閲覧)。
厚生労働省HP「人口動態調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html> 2018年8月31日閲覧)。
総務省HP「地域における多文化共生推進プラン」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf 2018年8月26日閲覧)。
弘前大学社会言語学研究室HP (http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ_1_a.htm 2018年11月11日閲覧)。
法務省HP「在留外国人統計」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html 2018年8月30日閲覧)。

1 本稿における在留外国人の統計は、法務省ホームページ「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html 2018年8月30日閲覧)に基づく。

ホームページに掲載されていない2005年以前の統計については、冊子『在留外国人統計』に基づく。この冊子は、法務省の統計に基づいて、昭和34年版を第1回とし昭和49年版まで5年ごとに発行した。その後一時中断し昭和60年版が発行された後は1年おきに、平成7年版以降は毎年発行されている。この『在留外国人統計』の編集者は、法務省入国管理局、(財)入管協会、(一財)入管協会と変わっているが、本稿では、便宜上と(一財)入管協会と表記する。

なお、冊子『在留外国人統計』が発行されていない年の統計については、総務省統計局ホームページ「国籍別・地域別及び在留資格(永住・非永住)別外国人登録者数(昭和23年~平成21年)」(<http://www.sat.go.jp/data/chouki/zuhyou/02-12.xls> 2018年8月30日閲覧)に基づく。

2 総務省は、都道府県や政令都市が組織した地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織を地域国際化協会として認定し、各種の支援措置を行っている。

- 3 本稿では、地域国際化協会としての認定の有無に関わらず、自治体がその設立に関与した地域の国際交流の中核的民間国際交流組織を国際交流協会とした。
- 4 2011年10月4日に財団法人から公益財団法人に移行した。
- 5 福島県における1989年、1991年、1993年の統計がないため1995年からの数値となっている。
- 6 法務省では、「中国」は2012年より「中国」と「台湾」に、「韓国・朝鮮」は2015年より「韓国」と「朝鮮」と別に表記しているが、本稿では便宜上、「中国・台湾」及び「韓国・朝鮮」と表記し、これらの数の合計とした。なお、特に変化の大きい6つの国籍・地域を取り上げ、比較のためにほとんど割合の変動がみられない「米国」を加えた。
- 7 「無国籍」を含まない。
- 8 1990年の入管法の改正により「定住者」と「特定活動」の創設、1991年の入管特例法による「特別永住者」の創設などの変化があったため、県協会設立時の1988年からではなく1992年からとした。また、「留学」と「就学」は2009年から「留学」に一本化されたが、本稿では便宜上「留学・就学」と表記し、これらの数の合計とした。さらに、2012年に「技能実習」が創設されたため、それ以前の「研修」は、便宜上現在の「技能実習」に読み替えた。なお、「技能実習」は、「技能実習1号イ」「技能実習1号ロ」「技能実習2号イ」「技能実習2号ロ」「技能実習3号イ」「技能実習3号ロ」の総称とし、これらの数の合計とした。
- 9 福島県〔1998〕『福島県地方自治五十年の歩み』、ぎょうせい、1143ページ。
- 10 県協会設立に際し、その基本財産として福島県が2億5千万円を出捐し、市町村から1億円、民間企業等から1億5千万円の計5億円を目標に集められた。なお、最終的に民間企業等から目標額以上が集まり約6億円となった。
- 11 財団法人福島県国際交流協会寄附行為第3条「目的」。
- 12 公益財団法人福島県国際交流協会定款第3条「目的」。
- 13 「運営基本計画」という名称になったのは1994年度からで、第2期以降は5年毎に策定している。
- 14 富岡町国際親善交流協会は、震災後休止中である。
- 15 福島国際交流の会は、2018年3月に解散したが、日本語教室の活動は、ふくしま日本語教室として継

続されている。

- 16 韓流ブームに併せて県の受託事業として実施した。主な事業は、ビッグパレットふくしまの多目的展示ホール全面を貸切っての韓国有名ファッショントレーナーによるファッションショーであった。
- 17 2011年10月3日までは、事業に関わる費用は事業費として、人件費など管理に関わる費用は管理費として計上されていたが、同年10月4日からの公益法人化に伴い、「事業費」と「管理費」がそれぞれに「公益目的事業費会計」と「法人会計」に一定配分割合で按分されるようになった。そのため「事業費」の中に相当額の「人件費」等の管理的費用が含まれている。
- 18 期間は、事業においては年度を示し、在留外国人数においては年末を意味する。
- 19 都道府県別、国籍別・地域別、在留資格別の統計は、ブラジルは1997年から、フィリピンは2012年から、ベトナムは2017年から発表になっている。なお、1988年なく2000年にはある在留資格は、()書きとした。
- 20 政府統計ポータルサイトe-Stat「人口動態統計」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897> 2018年8月31日閲覧)。なお、比較のため妻日本・夫外国の件数を()で加えた。
- 21 福島県は、姉妹都市という形ではなく広く世界の六大州の諸地域との交流を進めるという方針に基づき、平成5年度より「海外との地域間交流」を行っており、これまで、カナダ・ブリティッシュコロンビア州、中国湖北省及びニュージーランドとの交流を実施してきた。
- 22 (一財)自治体国際化協会は、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業「語学指導等を行う外国青年招致事業(JET : The Japan Exchange and Teaching Program)」を実施しており、「外国語指導助手(ALT)」「国際交流員(CIR)」「スポーツ国際交流員(SEA)」の3つの職種がある。国際交流員は主に県・市町村の国際関連業務の担当部署で通訳翻訳や事業企画等の業務を行う。現在、福島県国際課に配属されている国際交流員は、注21を背景にカナダ、中国、ニュージーランドとなっている。
- 23 外国人相談は、設立当初より英語の話せる職員が通常の国際交流に関わる相談業務の中で、1995年度からは県協会に配置された英語圏の国際交流員が対

応していた。

- 24 10名の私費留学生に対し月2万円の返還不要の奨学金を交付し「ふくしま友好外交官」に任命し、県民との国際交流事業に参加してもらうおうという事業。1998年度には月2万円で20名という最大規模となつたが、その年度の予算に応じて奨学金の人数や金額を変化させながら、最終年度となった2011年度は、月1万円で8名となつた。
- 25 1996年7月の特定公益増進法人(一定基準を満たした法人へ寄附を行った場合、税制上の優遇措置が受けられる。その法人のことをいう。)の認定に伴い、留学生支援や県民主体の国際協力活動への支援を目的とした「うつくしま地球支援募金」が創設された。創設初年度の1996年度には約600万円が集まつたが徐々にその募金額は減少し、2011年の公益財団法人への移行に併せて廃止された。
- 26 榎井緑[2011]「地域国際交流協会と『多文化共生』の行方 地方財政再建の中で」『移民政策研究』、第3号、110ページ。
- 27 表6においては、第1期末の2000年と比較するため2001年ではなく2000年として、2008年との増減を記載した。以下、表8、表9、表10も同様。
- 28 カナダ出身者が講師を務めるカナダの多文化主義の現状や日本人が知らぬ間に持つ外国人への偏見に気づくワークショップは、流暢な日本語に加え関西弁の混じった語り口で人気を博した。2002年度は試験的に福島市内の中学校で1回実施し、2003年度は16か所、2004年度は6か所で実施した。この国際交流員が帰国後は、国際理解出張講座の一つの講座として、多文化共生をテーマとした「バーンガ」や「Diversity in Canada」などの講座名で、歴代の国際交流員や国際理解外部講師が県内各地で実施している。
- 29 「国際交流ボランティア」という名称は、「国際交流人材」を経て、「ふくしま多文化共生サポーター」に変更されている。ここには、国際交流活動はすべて無償のボランティア活動と誤解されることへの危惧から、「ボランティア」という名称を使用することを控えた経緯がある。なお、2017年度からは、活動に関する資格等の有無を問わず原則として無償の活動を行う者を「多文化共生・国際交流ボランティア」に、活動に関する程度の資格を有し謝金を伴う活動を行う者を「多文化共生・国際交流人材」に分けている。
- 30 総務省は、都道府県・指定都市外国人住民施策担

当部局長あての「地域における多文化共生プランについて」(2006年3月27日付)の通知の中で、「国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくり」と記載しており、これが一般的に多文化共生の定義となっている。

31 外国人相談窓口は、在住外国人からだけでなく行政や家族など在住外国人とかかわりを持っている人からの相談も含むため、出身国に「日本」がある。また、在留外国人数の少ない「カナダ」が入っているのは、カナダ出身の国際交流員が相談業務を兼ねていたことによる。

32 2003年度にも地震に関する簡易なパンフレットが作成されている。

33 政府は2009年度に日系南米人失業対策として、失業者本人に対し30万円、扶養家族に対し20万円の旅費支給を行うなどして帰国の後押しをした。

34 この事業の一環として、県協会は初めて福島県総合防災訓練に在住外国人と多文化共生サポーターとともに参加した。これを機にほぼ毎年福島県総合防災訓練に参加している。

35 弘前大学の佐藤和之教授がはじめて「減災のためのやさしい日本語」という言葉を使い、「やさしい日本語とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のことです。これは、地震などの災害が起ったときに有効なことです」としている(弘前大学社会言語学研究室HP <http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm> 2018年11月11日閲覧)。現在では広く外国人とのコミュニケーション手段の言語のひとつとして定着しつつある。

36 県協会は2002年度より、多文化共生、異文化理解、環境、人権など地球規模の課題をテーマとした国際理解出張講座を県内各地で実施しており、その講師は県協会職員及び県協会が委嘱した外部講師である。

37 県協会主催の海外研修事業としては、この事業が始めてであり、それ以降今まで実施されていない。

38 (公財)福島県国際交流協会 [2013]『外国出身県民にとっての東日本大震災・原発事故FIA活動の記録』, 84ページ。

39 (公財)福島県国際交流協会 [2013], 15ページ。

40 事務所が入居している福島県庁舟場町分館2階で業務を再開したのは、同年3月31日からである。

41 当時の緊迫した状況の中で、「外国人のための地震情報センター」という外国人に特化した名称を使うことに躊躇があったため、「外国語による」という名称を使った。また、事務所に戻るまでの情報センターの電話番号は、急遽新たに設置した携帯電話の番号となったため、これまで周知していた相談窓口の電話番号、ファックス番号が不通という事態が生じていた。

42 幕田順子 [2016]「多文化共生社会を担う外国出身者コミュニティ」毛受敏浩編 [2016]『自治体がひらく日本の移民政策』, 明石書店, 102ページ。

43 この情報紙は名称を変えて現在も継続中であり、毎回在住外国人のインタビュー記事を記載し、その数はのべ97人となっている。これらのインタビュー記事は県協会HPにアーカイブとして掲載されており、震災当時から現在までの在住外国人の心境の変化を垣間見ることができる。((公財)福島県国際交流協会HP <http://worldvillage.org/jishin/fukushima.html> 2018年11月11日閲覧)

44 (公財)福島県国際交流協会 [2013] (終わりの言葉にかえて)。

45 県協会HPに登録されている以外にも、ベトナムのコミュニティや、団体としての実態は存在していくてもSNSでつながっているコミュニティなど数団体を把握している。

46 在住外国人の場合、帰化者も含むため、国籍・地域ではなく出身国・地域と記載した。

47 榎井緑 [2011], 106ページ。

48 Mentor。本稿では、先輩など信頼のおける相談者、助言者を意味する。

49 Actor。本稿では、関係団体・関係者を意味する。